

4 生活に困られている人のために

1 生活保護

問
い
合
わ
せ

生活福祉課(駅南庁舎) 保護第一、三係 ☎0857-20-3472
保護第二、四係 ☎0857-25-3473
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

●生活保護制度について

生活保護は、憲法第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定められた理念に基づき、国民の基本的な人権の一つである生存権を保障する制度です。

私たちは、誰でも病気になったり、失業したり、その他いろいろな事情で生活が苦しくなり、努力してもなお、どうにもならないときがあります。

こうしたときに、生活を援助し、再び自立できるように支援する制度です。

生活保護は、生活に困窮する人が、その利用しうる資産、能力その他のあらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われます。

保護申請に基づき、世帯単位を原則として、国の定めた基準により、困窮の程度に応じ、必要な扶助額を決定し支給します。

2 パーソナルサポートセンター

問
い
合
わ
せ

鳥取市パーソナルサポートセンター(鳥取市中央人権福祉センター内) ☎0857-20-4888
生活福祉課(駅南庁舎) 生活支援係 ☎0857-20-3476
各総合支所市民福祉課(裏表紙をご覧ください。)

働きたくても働けない、住むところがないなど、困っているのにどこに相談していいかわからないときがあります。そこで、暮らしや仕事の不安について相談する地域の窓口を設け、本人の状況に応じた寄り添った支援を行うことにより、困窮状況から早期に脱却できるように取り組むものです。

●自立相談支援事業

生活困窮の相談に応じ、アセスメントを実施して一人ひとりの状況に応じた自立に向けた支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげ、自立を支援します。

●住居確保給付金の支給

離職により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給します。

●子どもの学習支援事業

貧困の連鎖の防止に取り組むため、子どもの学習支援事業を実施します。